

令和8年3月高浜市議会定例会会議録（第4号）

日 時 令和8年3月10日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

- 日程第1 議案第16号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第12回）  
議案第17号 令和7年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）  
議案第18号 令和7年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第2回）  
議案第19号 令和7年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第2回）  
議案第20号 令和7年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第5回）  
議案第21号 令和7年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）
- 日程第2 議案第3号 指定金融機関の指定について  
議案第4号 高浜市行政手続条例の一部改正について
- 日程第3 議案第5号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第6号 高浜市犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第5 議案第7号 高浜市水道事業及び下水道事業審議会条例の制定について
- 日程第6 議案第8号 高浜市上水道事業給水条例及び高浜市公共下水道条例の一部改正について  
議案第9号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第7 議案第10号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第11号 高浜市職員の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第12号 高浜市事務分掌条例の一部改正について
- 日程第10 議案第13号 高浜市障害者扶助料支給条例の一部改正について
- 日程第11 議案第14号 高浜市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第15号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第13 議案第22号 令和8年度高浜市一般会計予算  
議案第23号 令和8年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算  
議案第24号 令和8年度高浜市土地取得費特別会計予算  
議案第25号 令和8年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算  
議案第26号 令和8年度高浜市介護保険特別会計予算  
議案第27号 令和8年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算

議案第28号 令和8年度高浜市水道事業会計予算

議案第29号 令和8年度高浜市下水道事業会計予算

日程第14 予算特別委員会の設置

日程第15 議案第30号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第13回）

日程第16 議案第31号 令和7年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	橋本友樹	2番	荒川義孝
3番	神谷直子	5番	野々山啓
6番	今原ゆかり	7番	福岡里香
8番	岡田公作	9番	長谷川広昌
10番	北川広人	11番	鈴木勝彦
12番	柴口征寛	13番	倉田利奈
14番	黒川美克		

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	杉浦康憲
副	市長	深谷直弘
教	育長	岡本竜生
企	画部長	野口恒夫
総合政策グループリーダー		榊原雅彦
総合政策グループ主幹		原田優
秘書人事グループリーダー		京極昌彦
DX推進グループリーダー		東文彦
総	務部長	杉浦崇臣
財務グループリーダー		平川亮二
市	民部長	岡島正明
市民窓口グループリーダー		神谷直子
経済環境グループリーダー		都築真哉
経済環境グループ主幹		神谷英司

税務グループリーダー	西口尚志
福祉部長	竹内正夫
地域福祉/共生推進グループリーダー	岩崎和也
地域福祉グループ主幹	角谷権
介護障がいグループリーダー	藤克幸
福祉まるごと相談グループリーダー	野口真樹
健康推進グループリーダー	中川幸紀
こども未来部長	磯村順司
こども育成グループリーダー	板倉宏幸
文化スポーツグループリーダー	鈴木明美
都市政策部長	杉浦睦彦
土木グループリーダー	島口靖
都市計画グループリーダー	村松靖宣
防災防犯グループリーダー	亀井勝彦
上下水道グループリーダー	大村智康
学校経営グループリーダー	清水健
学校経営グループ主幹	小嶋俊明

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	内藤克己
主 任	立花容史枝
主 事	大岡靖治

議事の経過

○議長（神谷直子） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（神谷直子） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。

初めに、2月26日に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、北川広人議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長（北川広人） 御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

去る2月26日に委員全員出席の下、議会運営委員会を開催しました。

市長より議案第30号及び議案第31号が追加提出され、説明を受けた後、その取扱いについて検討いたしました結果、本日日程を追加し、議案の上程、説明、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決を行うことに決定いたしました。

引き続き、皆様方の御協力をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（神谷直子） 本日の議事日程は、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、議案第30号及び議案第31号、以上、議案2件を追加し、お手元に配付してあります日程表のとおりといたします。なお、質問者及び答弁者においては、質疑、答弁は議題外に及ばないように、簡潔なる質疑、答弁に御協力をお願い申し上げます。

ここで当局より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 議員の皆様へは、3月6日付で令和7度高浜市補正予算書及び説明書の正誤表を配付させていただきました。

正誤表の内容といたしましては、補正予算書及び説明書の108ページを御覧いただきたいと思っております。この108ページにつきましては、議案第16号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第12回）に係る部分でございますが、繰越明許費に関する調書において、3款民生費、2項児童福祉費の物価高対応子育て応援手当支給事業における金額の欄の額につきまして、306万7,000円から1億8,449万5,000円に訂正をさせていただくとともに、8款土木費、2項道路橋りょう費の中根橋架け替え工事負担金事業の、同じく金額の欄の額につきまして、3,815万4,000円から6,002万円に訂正をさせていただくものでございます。

いずれの場合もこの金額の欄には、本来であれば、総事業費を記載すべきところに誤って翌年度繰越額を記載してしまったことによるものでございます。

お詫び申し上げますとともに、御訂正いただきますようお願い申し上げます。申し訳ございませんでした。

○議長（神谷直子） これより本日の日程に入ります。

---

○議長（神谷直子） 日程第1 議案第16号から議案第21号までを一括議題とし、質疑を行います。

質疑に当たりましては、ページ数及び款項目節をお示しいただくようお願いいたします。

初めに、議案第16号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第12回）について、歳入、歳出を分けて質疑を行います。

初めに、歳入について質疑を許します。

2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） それでは、補正予算書19ページ及び71ページに減収補てん債が計上されております。この減収補てん債であります。12月議会の私の一般質問において触れさせていただきましたが、発行された減収補てん債の元利償還金は後年度の普通交付税の基準財政需要額に算入されるため、国から実質的に財源措置がなされることを確認させていただきました。詳しく説明をお願いいたします。

もう一点であります。市税の減収に対して、本市は法人市民税の減収であります。地方交付税制度での財政措置の内容として減収補てん債の発行が認められております。減収に転じた理由で必ず発行しなければいけないというわけではありませんが、今回発行するに至った経緯について、お願いいたします。

○議長（神谷直子） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） まず、普通交付税の決定後に当該年度の基準財政収入額と税収入額との差を清算するために発行する地方債でございます。法人市民税のうち法人税割のように、税目によっては毎年度ごとの額の変動が大きく、基準財政収入額で見込んだ額と実績が大きく乖離する場合がございます。このような場合、地方団体の財政運営に著しい影響を与えることを考慮しまして、この減収を補填するために特別な地方債、減収補てん債を発行することができる制度でございまして、当該地方団体はその年度の収入を確保できることとなります。

また、先ほど荒川議員が申し上げたように、減収補てん債の元利償還金は、その75%に相当する額を後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入することができるというものでございます。

また、何で今回借りることとしたのか、その理由でございますが、令和7年度6月補正におきまして、歳入では法人市民税減収分として3億8,500万円の減、歳出では過年度還付金として1億7,000万円の増、今回の3月補正において法人市民税、法人税割は5,000万円の減となりました。法人市民税、法人税割は、予算上だけでも6億500万円の影響がございました。

普通交付税、基準財政収入額の算定上では、7億5,400万円の減収見込みとなっております。そこで制度の趣旨にもありますとおり、本市の財政運営に著しい影響を与えていることから、減収補てん債を借入れすることといたしました。

また、減収補てん債の元利償還金の75%は普通交付税の基準財政需要額に算入され、普通交付税算定においてメリットがあることから、減収見込額である7億5,400万円を借入れすることとしております。

○議長（神谷直子） 2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

すいません、あと3点ほどお願いいたします。

地方財政法第5条に規定される建設地方債として発行されるものと、それだけで財源が不足する場合の特例分があると思います。本市の内訳について、お願いをいたします。

2点目であります。また、この後年度に元利償還金が地方税で措置されるとはいえ、財政を一時的に安定させる効果がある一方で、後年度の財政負担を引き起こす可能性があります。実質的に借金と解しますが、償還期間とその金額についてもお願いいたします。

最後に1点、繰り返しになりますが、財政運営の補填になると思いますが、あくまでも一時的な対応であります。来年度以降も厳しい財政状況が続く中で、どのような考えや取組が必要なのか、お願いいたします。

○議長（神谷直子） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） まず、内訳でございますが、5条分、建設地方債に当たる部分、この部分が金額としまして2,513万9,000円でございます。それで特例分のほうが7億2,886万1,000円でございます。

あと、償還期間とその額でございますが、一部10年のもありますけど、ほぼ20年ということで、元利償還金額、総額合わせて大体毎年6,500万円ほどの償還というふうでございます。

それと、今後の取組というところでございますが、今回は法人市民税の減収によりこのような事態になりました。法人市民税のように、景気の影響を大きく受ける税収に頼らない予算編成を行うことが必要であると考えております。

また、税収をはじめとした経常一般財源の収入の範囲内で経常経費の歳出予算を編成することも大切であり、引き続き、経常経費の乖離額を減らす取組をしていかなければならないというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（神谷直子） ほかに。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） では、まず繰越明許からお聞きしていきたいと思っております。

12ページの繰越明許、2款3項の戸籍住民基本台帳費について、まずお伺いしていきます。

戸籍システムの修正業務委託及び住民記録システム修正業務委託、こちらが令和7年度にシステムの改修がこれ見込めなくなった理由、それから、今後の改修予定、それから、これ振り仮名とかいろいろ今後どうしてもやらなければならないことなので、これ予定の改修が遅れることによる市民への、もし影響があれば、教えていただきたいと思っております。

それから、同じく12ページの繰越明許費で児童センター及び小学校、生涯学習施設の3施設における太陽光発電設備整備工事設計業務委託事業につきまして、繰越明許となった理由が、これ電力会社での接続検討に不測の時間を要したことから令和7年度中の完了が見込めないためとなっているんですけど、これどのような不測の事態が起きたのか。それから、電力会社のこれ責任

であれば、今後の対応についてもお聞かせいただきたいと思います。

それから、16ページの地方債補正に変わります。

これ、ふれあいプラザ改修事業の補正限度額、これ20万円増額となった理由についてお聞かせいただきたいのと、この工事内容についても併せてお願いしたいと思います。これ耐震工事、既に終わってるっていうふうに私、理解したもんですから、これについても説明をお願いしたいと思います。

それから、19ページの地方債補正の女性文化センターの改修事業について、お伺いいたします。これ、なぜ起債の限度額、これゼロになったのか、教えてください。

それから、同じく19ページの地方債補正の減収補てん債、先ほども質問がありましたが、理由についてお聞かせいただいたんですけど、この金額については、今の説明でいくと、いわゆる借金できる上限いっぱいという理解でよろしかったのかっていうところと、この減収補てん債につきましては、これどこで借りる予定なのか。安い公的なところで借りれるのか、もしくは入札になるのか。その利子がどれぐらいになるのか、見込んでるのかってということについてもお知らせいただきたいのと、あと、今、返済計画ということで20年間で毎年6,500万円償還していくというお話がありました。これもう来年から6,500万円が発生するのでしょうか。ちょっとこれが、大体、最初は利子分とってということになりますので、特に8年、9年度、すごくうちの財政状況厳しい中、6,500万円というのはなかなか厳しいなと思っております、この返済計画、それから将来への財政負担に対する影響につきましてもどのようにお考えか、併せてお知らせください。行っていいですか、まだ歳入。

○議長（神谷直子）　じゃあ、ここまでで。

答弁をお願いします。

市民窓口グループ。

○市民窓口G（神谷直子）　12ページの繰越明許費についてでございます。

こちらの予算については、本定例会の3月補正について上げておまして、翌年度、繰り越すものとなっております。こちらについては、予定どおりということですので、市民の影響も特にございません。

○議長（神谷直子）　経済環境グループ。

○経済環境G（都築真哉）　太陽光設備の設計業務の繰越明許費での件でございますが、不測の事態と申しますか、当初、完全自己消費型で設計を進めておりましたが、検討を進める中で、余剰売電型にも費用的にメリットがある可能性があるということが判明をいたしましたので、この接続検討を中部電力パワーグリッドさんのほうへお願いをすることにさせていただいたということで期間を要するということになったということで、電力会社さんの責任ということは特にございません。

○議長（神谷直子） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） ふれあいプラザ改修事業の市債の増額理由と、あとその工事内容でございますが、増額理由としましては事業費が増えたというところで、その増えた理由ですが、今回週休2日制工事を試行的にこの工事を実施するというような形を取りましたので、その分、経費が増加したという部分と、あとこの工事の内容なんですけど、ふれあいプラザの非常階段が大分老朽化してきておりましたので、その非常階段の改修と、あと建物間がちょっとひさしがつなごうておりましたので、そのひさしの撤去等々の改修を行う工事でございますが、その階段部分の屋根材が最初はポリカーボネート波板だったのを、これを金属板の波板に仕様を変更したというところで金額が増えたというところで事業費が膨らみましたので、市債の部分も増額というような形でしております。よろしくをお願いします。

○議長（神谷直子） 財務グループ。

○財務G（平川亮二） まず、女性文化センターの改修事業の起債の件で補正後がゼロ円になっているまず理由ですが、令和8年度に予定していた女性文化センター外壁等改修工事を見送ったため、今年度実施設計を行ったものに起債を張る予定でしたけれども、全て一般財源で対応することにしたものでございます。

続きまして、減収補てん債の御質問ですが、上限まずいっぱいかという話で、7億5,400万上限いっぱいの金額になります。

続きまして、どこで借り入れる予定かについては、民間資金ということで、市内の金融機関に入札において借りる金融機関を決めることとしております。

続きまして、利子総額でございますが、利子の総額としましては約2億円になります。いずれにしても、こちらも入札によって金額が変わるということでございます。

来年の償還額のことでございますが、議員言われるとおり、すぐ元利ともに償還がスタートするわけではなくて、最初の3年間は利子のみのスタートとなります。令和8年度から令和10年度はまず利子のみということで、約2,000万円の償還がスタートする見込みとなっております。

最後に影響についてでございますが、確かにこの財政状況でございますので影響がないということはありませんけども、それより、先ほどの総務部長の答弁のとおり、財政運営上、著しい影響があるということから借入れするというところでございます。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） じゃあ、続きでお願いします。歳入に移ってもよろしいでしょうか。

歳入の62ページの1款1項1目及び2目についてお伺いするんですが、これ個人市民税の特別徴収が5,000万円増の一方、法人市民税の法人税割が5,000万円減額となったことについて御説明いただきたいと思っております。

次に、同ページの12款1項1目の民生費の負担につきまして、お聞かせください。

それぞれの保護者負担金の減額理由についてお聞かせいただきたいのと、74ページの2款1項14目電算管理費の委託料L G C S構築業務委託料、マイナス3,986万4,000円、ガバメントクラウド使用料…

○議長（神谷直子） 歳出になっていませんか。歳入は…

○13番（倉田利奈） 歳入までですね。失礼しました。

〔挙手するものあり〕

○議長（神谷直子） ごめんなさい。何ですか、見えません。

こども育成グループ。発言してください。

○こども育成G（板倉宏幸） まず、12款の保育所保育料保護者負担金についてでございます。

まず、こちらはなぜ減額したかの理由ですが、当初予算で見込んでいた平均保育料が見込みが高かったというのが理由となります。その理由としましては、いわゆる市民税に基づいた保育料の算定がされる中、計画減税の影響を上半期に受けていたことと、下半期につきましては、第二子無償化の影響により保育料の減額が発生しているということが理由となります。こちら小規模保育についても同様の理由でございます。

○議長（神谷直子） 税務グループ。

○税務G（西口尚志） 補正予算書の62ページにおきます、まず個人市民税の特別徴収が5,000万円の増額補正をした理由につきましてですけれども、特別徴収ということで、給料から天引きの分ということになりますので、給与所得者における税収増が見込まれたため増額補正をしたものでございます。

続いて、一方、法人市民税の5,000万円減額補正した理由につきましては、市内の大手事業者関連企業におきまして、予定申告による納付が不要、ゼロ円であることが確定したために、5,000万円を減額補正したものでございます。以上でございます。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） じゃあ、まず、歳入までの2回目をお願いします。

2款3項の戸籍住民基本台帳費、予定どおりって言われたんですけど、予定どおりじゃなかったんで繰越明許になったと思いますので、システムの改修がなぜ見込めなくなったのかっていう理由についてはお聞かせいただいてないのかなっていうことと、今後の改修について、それから、今後の予定については、システムの改修が遅れたとしても特に問題がないということの予定どおりということでもいいのかどうか。ちょっとその予定どおりというのが意味がよく分からなかったんで、お聞かせいただきたいと思います。

それから、16ページの地方債補正のふれあいプラザ改修事業の件なんですけど、結局、これひさしの件につきましては、やはり誰が造ったか依然分からない状況で市が撤去をするっていうことになるのかなと思うんですけど、これまたもう一回聞きたいんです。なぜ、これ耐震と一緒に

行わなかったのかなっていうところと、あと、屋根を金属板にした理由についても当初と変更になった理由について、お聞かせいただきたいと思います。

それから、19ページの地方債補正の女性文化センターの改修事業なんですけど、これ令和8年度改修を見送ったという、今、御説明があったんですけど、その理由についてもお聞かせいただきたいと思います。

それから、同じく地方債補正の減収補てん債なんですけど、これ今の御説明でいくと、令和8年から10年はいわゆる利息部分の2,000万円を返すっていうことで、先ほど総務部長のほうから20年間で毎年6,500万円の償還ということは、後の12年間で6,500万円、最初の8、9、10の3年間で2,000万円でその後が、3年間だから後の17年間で6,500万円という理解でよろしかったでしょうか。確認したいと思います。お願いいたします。

○議長（神谷直子） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（神谷直子） 戸籍システム修正業務と住民記録システム修正業務委託につきましては、こちらは当初令和8年度の予算に計上する予定でしたが、国から令和7年度予算で補助金がついたということもありまして、3月補正で予算をつけて翌年度に繰り越すという国の補助金の立てつけがそうなっておりますので、今回、繰り越すものでございます。ですので、実際にシステム改修するのも8年度に行うものでございます。

○議長（神谷直子） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） ふれあいプラザ改修事業の市債の部分での質問のところでございますが、なぜ耐震改修工事と一緒にしなかったのかというところでございますが、もう既に耐震改修工事については業者が決まって、既に改修工事が始まっている中で県からの指導がありました。

それで、当初はそこが駄目だということにこちらとしても分かりませんでしたので、ただ、指導があったということは市としても直していかないといけないというようなところで、これまでも御質問いただいた中でお答えしましたが、主となる建物は市の所有物になりますので、市として撤去のほうを対応していくというような形で進めているというようなところでございます。

また、屋根材の部分でございますが、当初設計をしていた中では、不燃材の屋根資材になっておりませんでしたので、そこを不燃性ということで金属板の波トタンへ変更したというところでございます。

○議長（神谷直子） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 補正予算書の19ページ、起債に関して、女性文化センター改修工事、令和8年度に予算計上を見送った理由ということでございますが、過日の全員協議会での御説明あるいは一般質問での御答弁で申し上げましたとおり、令和8年度に行財政改革の推進の取組を進めてまいります。その中の一つとして、公共施設の再構築ということがございます。令和8年度は施設の今後の方向性をいま一度検討していくということで、工事費の計上を見送った

ものでございます。以上でございます。

○議長（神谷直子） 財務グループ。

○財務G（平川亮二） 減収補てん債の償還についてお答えいたします。

利子の償還が令和8年度から令和10年度まで、毎年度約2,000万円を予定しております。令和11年度以降、元金の償還も含め、元利償還として約6,500万円を毎年度償還してまいります。その残り13年間合わせて20年間で償還していくという予定をしております。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） では、歳出についてお聞かせいただきたい。まだいいですか。

○議長（神谷直子） 歳出はまだ行ってません。

もういいですか、歳入までは。

〔「はい、以上です。」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、これにて歳入の質疑を終結いたします。

次に、歳出について質疑を許します。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） まず、74ページの2款1項14目の電算管理費の委託料、L G C S構築業務委託料マイナス3,986万4,000円と、ガバメントクラウド使用料マイナス1,236万5,000円について、それぞれ理由を教えてくださいと思います。

それから、76ページの2款1項21目の定額減税補足給付金給付事業費、これ交付金が2億3,557万円の減額となっているんですけど、これ減額となった理由を教えてくださいですね。結局、市民で対象者に対してどれくらい配れているのか、どれくらいきちんと給付ができたのかというところは確認したいと思いますので、減額となった理由についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、84ページの3款3項1目の生活保護総務費及び4款1項2目の保健・予防費、こちらこの2件につきまして、国庫支出金から全額一般財源へと変更となっておりますので、その理由についてお聞かせください。

それから、88ページの8款5項4目の公園等維持管理業務委託料、これ1,000万円減額になっているんですけど、この減額の理由。それから、委託先についても併せてお願いします。

それから、90ページの…

○議長（神谷直子） 一度、ここで切っていいですか。

答弁をお願いします。

税務グループ。

○税務G（西口尚志） 補正予算書の76ページの定額減税補足給付金の給付事業費における定額減税補足給付金の減額補正について、お答えいたします。

もともと当初予算に計上しましたが、その時点で具体的な給付額が幾らかっていうことにつきまして、前年度の定額減税の給付金の額をそのまま当初予算で計上しましたが、実際この令和7年度の不足額給付を行った際には令和6年度の額までには至らなかったため、この金額をもって減額補正をしたものでございます。

あと、給付率につきましては、おおむね90%超の方に給付を実施したところでございます。以上でございます。

○議長（神谷直子） DX推進グループ。

○DX推進G（東 文彦） 予算書74ページのL G C S構築業務委託料についてでございます。

こちら自治体と国のガバメントクラウドに接続するための回線サービスの利用準備費用となっておりますが、こちら当初予算編成後に国のほうから改めて示された回線構成につきまして、より高浜市の実情に合ったものが提案というか、その構成が増えましたので、当初予定したよりも高浜市に合ったものをこちら採用させていただくというようなことになりましたので、結果、予算のほう減額となったという形になります。

2点目、ガバメントクラウド使用料についてでございます。

こちら令和7年4月から11月までのこの利用料の実績と、あと、この12月から3月までの想定される容量を確認して減額できるものと判断したため、今回減額補正させていただくものになります。お願いいたします。

○議長（神谷直子） 土木グループ。

○土木G（島口 靖） 88ページ、89ページの公園等維持管理業務委託料でございますが、こちらのほうにつきましては、公園の維持管理、清掃だとか樹木の剪定だとかを行う委託でございます。4つの区分に分けて委託を行ってございます。

そのうち一つの委託が、入札の結果、当初の見込みより減少したため、今回減額となったものでございます。

あと、委託先でございますが、シルバー人材センターであったり、あと、NPOだとかそういう市民団体、あと、市内業者などが委託先でございます。

○議長（神谷直子） 共生推進グループ。

○共生推進G（岩崎和也） 御質問いただきました、84ページの3款3項1目生活保護総務費の財源の振り分けが、国県支出金から一般財源に振り替わった理由でございますが、歳入の重層的支援体制整備事業交付金のうち、その一部に上限額が生じたためにその分が削減されたため、一般財源に振り替えたものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（神谷直子） ほかに。

健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 補正予算書84ページの国庫支出金554万5,000円の減額につきまして

は、こちらは健康管理システム標準化に伴いまして、国の標準化方針に基づく標準化システムの請負先が決まったことによる国のデジタル基盤改革支援補助金のほうの減額をするものとなりますので、お願いします。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 何か分かりにくいところが多いんですけど。

では、続きまいります。

90ページの8款7項1目の木造住宅耐震改修費補助金714万円、これ補助金がいわゆる予定していた件数に満たなかったという理由なのか。そうであれば、目標について満たないことについての検証はどのように行われているのか。満たなかった理由につきましても、併せてお聞かせください。

それから、90ページの9款1項1目の衣浦東部広域連合分担金1,265万8,000円の増額補正についてお聞きしていきます。

これ補正予算の概要説明によりますと、衣浦東部広域連合12月補正及び2月補正の予算案により、職員人件費が増額となったため増額するものとなっているんですけど、これ2月の衣東の議会、私ちょっとこの2月しか手元に入らなかったんですけど、これは高浜市のこれ分担金が445万5,000円減額っていうふうになってるんですよ。そうなってくると、12月がよほど増えたんだと思うんですけど、今回、1,000万円以上負担金が増えていることから、これ12月議会での人件費、これどのくらい増えているのか教えていただきたいと思います。

それから、99ページの10款5項2目の生涯学習機会提供費、吉浜交流館駐車場樹木伐採工事費マイナス6万4,000円。これ多分、吉浜交流館とそれから駐車場のこれ間っていうんですかね、その樹木が今伐採されている状況なのでそこに当たるのかなと思うんですけど、これ樹木伐採って書いてあるんですけど、枝ではなくて、今回多分そこであれば、木そのものが伐採されております。ただ、木そのものが伐採されてるのに切り株が全部残ってるものですから危ないと思うので、これカラーコーンがずっと置きっぱなしなんです。これどういう契約だったのかっていうことを教えていただきたいのと、まず、なぜこの木を伐採したのか、それから、切り株これ残っていて歩く人は、これまだまだコーンもすごくあって見た目も悪いですし、コーンどけられちゃったらつまづく可能性も非常に高く危険なんですけど、これ今後いつまでにどうする予定なのか、併せて教えてください。

○議長（神谷直子） 都市計画グループ。

○都市計画G（村松靖宣） 90ページ、91ページ、木造住宅耐震改修費補助金につきまして、今年度、申込みがゼロ件ということで実績がないものですから、全て減額させていただいたものでございます。

申請がなかった理由の一つといたしまして、昨年度につきましては、能登半島地震の影響もご

ざいまして耐震に関心があったことから申込みがあったと思われませんが、ちょっと今年度につきましてはちょっと関心が薄れたのではないかなという推測ではございます。こちらPR等を行っておりまして、納税通知書に耐震改修の補助ですとか、耐震対策のそのPR用のチラシを全ての方に配布をさせていただいて、昨年度はそれによって多少効果があったんですが、ちょっと今年度は薄れてしまったというところもございますので、ちょっとPR方法につきましても今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（神谷直子） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（亀井勝彦） 同じく91ページ、衣浦東部広域連合分担金についてお答えいたします。

御質問のありましたように、今回の補正予算につきましては、令和7年12月25日に開催されました12月議会及び令和8年2月18日に開催されました衣浦東部広域連合議会におきまして、補正予算が変更されたことによるものでございます。御質問のありましたように、2月の補正予算におきましては約440万円のマイナスとなりましたが、12月補正の内容としましては、人事院勧告による消防職員の人件費の増額が約1,700万円程度ありましたので、今回、2つの補正予算の差額として1,260万円の補正を計上したものであります。

○議長（神谷直子） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 補正予算書99ページ、吉浜交流館駐車場樹木伐採工事費についての御質問でございますが、まず、契約内容ですけれども、イチョウの木ですとかカイズカイブキの生け垣がございまして、それを伐採するというものでございます。

伐採の理由でございますけれども、どうしても樹木伸びてきますと、定期的な剪定が必要ということでランニングコストがかかってくるわけですが、伐採することでランニングコストを削減するという目的で、今回の工事を行ったものでございます。

それから、切り株が残っているというところの御指摘でございますけれども、抜根までしますと非常に工事費も大きく増えてしまうというところがありましたので、今回は切り株のところは少し残しているというところでございますけれども、今、職員のほうで薬剤等を注入して根を枯らしていくというような対応を進めているところでございます。以上です。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） では、歳出について2回目の質問をしたいと思います。

76ページの2款1項21目の定額減税補足給付金についてお聞かせいただきたいんですけど、今、90%超えの方に給付ができたってことなんですけど、いわゆる減税だもんですから手続もあるってことで、ちょっと面倒くさいなとか、これぐらいだったら別に減税いらんよっていう方も多分中にはいると思うんですけど、そういう方を見越して100にはならないと思うんですけど、これどれぐらいを目指してされていたのかということをお聞きしたいなということと、その

目標に達しているかどうかについても確認したいと思います。

それから、88ページの公園等維持管理業務委託料、今の御説明だと、一つの業者がどこかよく分かりませんが、4つ契約があってそのうちの一つが入札で1,000万円減額になったことで、シルバーさんとか地域の方とかいろいろ今おっしゃったんですけど、そういうところについては多分そういう減額、入札はないのかなと思いますので、いわゆる2者、2か所について入札をされたということですか。そのうちの1か所が落札率が高かった。その辺、ちょっともう一回、御説明、補足でお願いしたいと思います。以上です。

○議長（神谷直子） 税務グループ。

○税務G（西口尚志） 補正予算書76ページの定額減税補足給付金給付事業についてお答えいたします。

この給付なものですから、できるだけ多くの方に給付を実施できるよう努力をしてきたところでございます。その過程につきましては、まだその確認書を出されていない方につきましては、その対象者の方全てに2回目の確認書を再びお送りしたことと、あと、中には書類の不備の方もいらっしゃいまして、その方にはきちんと連絡を取り、受付ができることと、その連絡も取れなかった方に関しましては、その方の例えばお宅へ訪問するなどして、アポイントを取って給付ができるようなことを努力してきたところでございます。以上でございます。

○議長（神谷直子） ほかに。

土木グループ。

○土木G（島口 靖） 公園の維持管理業務委託の関係でございますが、入札を執行いたしましたのは1本の委託でございますが、この1本の委託が落札率が低かったという形でございます。

○議長（神谷直子） いいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） ほかに質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第17号 令和7年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）について、質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

次に、議案第18号 令和7年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第2回）について、質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

次に、議案第19号 令和7年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第2回）について、質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

次に、議案第20号 令和7年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第5回）について、質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

次に、議案第21号 令和7年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）について、質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第16号から議案第21号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号から議案第21号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第16号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第12回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 令和7年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和7年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第2回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和7年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第2回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和7年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第5回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和7年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（神谷直子） 日程第2 議案第3号及び議案第4号を一括議題とし、総括質疑を行います。

質疑の通告はありませんでしたので、これにて質疑を終結いたします。

各議案については、総務建設委員会に付託いたします。

---

○議長（神谷直子） 日程第3 議案第5号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、総括質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

1番、橋本議員。

○1番（橋本友樹） それでは、議案第5号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、少しお聞きしたいと思います。

まず、今回、国民健康保険税の改定に当たっては、国民健康保険運営協議会というので話し合われたと思うんですが、どのような協議があったのか、また、どんな意見があったのかということと、そして、参考資料の39ページに標準保険税率を参考にして、また、他の自治体では税率を上げているといった中で、本市では国民保険支払準備基金、これを使って今まで税率を低く抑えてきたということではありますが、今までこの基金というのをどのように活用してきたのか。

それと、今回、子ども・子育て支援金制度っていうのが新設されたということで、子ども・子育て支援納付金というのが国民健康保険税に上乘せして徴収されるということになっております

けれども、この支援制度、子ども・子育て支援金制度、これが新設された背景というか、その内容について少しお聞かせをください。

○議長（神谷直子） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（神谷直子） まず1点目、運協でのどのような協議、また委員からどのような意見かということでございます。

税率改定に向けまして、国民健康保険運営協議会を3回開催いたしました。1回目につきましては、昨年8月に開催しまして、国民健康保険税の現状と税率改定の必要性について、2回目は、昨年12月に令和8年度高浜市国民健康保険税率の改定に向けた考え方について、3回目は、本年1月に改定税率について市長から諮問し、運営協議会から答申をいただいたところでございます。

委員さんからの意見につきましては、負担が増えることについて、他市との違いやこれまで値上げしなかった経緯についてしっかりとアピールすることが大切、また、あるべき標準保険税率よりは低いということを分かりやすく示したほうがよいといった意見をいただきました。

次に、2点目でございます。

基金の活用についてですが、令和4年度末に基金残高は3億2,800万円ほどありました。その後、歳入不足への対応としまして、令和5年度に5,300万円、令和6年度に7,200万円、本年度は1億円ほど、また、令和8年度は6,900万円ほどの取崩し予定で、基金残高は3,200万円ほどとなります。

最後、3点目です。

子ども・子育て支援制度につきましては、こども未来戦略「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化のために創設されたものでございます。子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、全世代、全経済主体に医療保険と合わせて、令和8年度から拠出をいただくものとなります。

こども家庭庁の資料によりますと、子供1人当たりの平均給付改善額は約146万円とされております。また、給付等の拡充内容といたしまして、ライフステージを通じた経済的支援の強化では、児童手当の抜本的拡充、妊婦のための支援給付の創設、また、全ての子ども・子育て世帯への支援拡充では、こども誰でも通園制度の創設、共働き・共育ての推進では、出生後、休業支援給付、育児時短就業給付、育児期間中の国民年金保険料免除措置の創設をする内容となっております。以上でございます。

○議長（神谷直子） 1番、橋本議員。

○1番（橋本友樹） ありがとうございます。

それでは、本市の税率、国民健康保険税ですね。この税率っていうのは、近隣市と比べてどういった状況、どうなのかということと、また、今後の税率に関しては標準税率に合わせていくつもりなのか、また、合わせていくんでしたら、激減、変わってしまうことを緩和するための措置

とか、合わせるまでの期間というのはどのように考えているのか。

そして、子ども・子育て準備納付金、これは今後どのようになっていくことを考えているのか、見通しについて、また、今、分かっていることがあれば教えてください。

○議長（神谷直子） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、1問目のまず近隣市との比較の状況でございます。

本市の今回の改定案では、応益割、均等割額及び平等割額になりますが、これは標準保険税率に合わせておりまして、応能割、所得割額については、基金を活用して標準保険税率より低く抑えております。

近隣市の状況は、刈谷市、安城市、碧南市の3市は、標準保険税率を適用するとお聞きしており、知立市は既に本市の改定案より高い所得割率になっていますので、所得割率について、医療分、後期分、介護分の合計では、近隣市に比べて約1%から2%ほど低い税率というふうに設定しております。

税負担で申し上げますと、40代の夫婦と子供2人の4人世帯で営業所得が400万円の場合、本市の税負担は近隣市と比べて1万円から7万円低くなる状況。営業所得600万円の場合は、2万円から12万円低くなる。また、70代の年金単身者で年金収入250万円の場合は、本市の税負担は、近隣市と比べて1,000円から1万6,000円低くなるというふうに試算しております。

次に、今後どのように税率を改定していくのかという考え方でございますが、基本的には税収の状況、県から示される納付金額、繰越金や基金の状況等を見ながら、標準保険税率等を参考に適切な税率について毎年度検討していくことになります。

基本的な考え方といたしましては、応益割、均等割額及び平等割額については、標準保険税率に合わせて毎年度改定し、応能割、所得割率については、激変緩和の観点から基金を活用し、3年から5年かけて段階的に引き上げていきたいというふうに考えております。

次に、3点目の御質問でございますが、子ども・子育て支援納付金の税額が今後どのように推移するのかということでございますが、この支援金は、最終的にこども未来戦略「加速化プラン」、これ財源が3.6兆円必要ということで、この1兆円をこれ上乗せして確保するという立て付けになっております。令和8年度はその0.6兆円を確保していき、令和9年度は0.8兆円、令和10年度は1兆円を確保していくというふうに確保額が年々上げられていきますので、税率もそれに合わせて段階的に引き上がっていくんだらうというふうに見込んでおります。

○議長（神谷直子） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） これにて質疑を終結いたします。

本案については、総務建設委員会に付託いたします。

○議長（神谷直子） 日程第4 議案第6号 高浜市犯罪被害者等支援条例の制定について、総括質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

10番、北川議員。

○10番（北川広人） この犯罪被害者等支援条例の制定についてですけれども、これ自体の目的の部分にはしっかりとしたことが書いてあるんですが、あまりにちょっと一般市民の方からを考えると、多分、テレビだとか映画とかいう話の中のように思えて、こうすっと入ってこない感じがするんですけれども、もう少し分かりやすくこの条例の制定に至った成り立ち等、お聞かせいただきたいと思いますし、もう一つは、その目的に関してもしっかりとお答えいただければありがたいと思います。

○議長（神谷直子） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（亀井勝彦） まず初めに、今回条例を制定する理由ということでお答えさせていただきます。

犯罪被害者とその家族、遺族が直面する困難な状況を打開し、その権利利益を保護するため、国、地方公共団体、国民が果たすべき役割と施策の基本事項を定めました犯罪被害者等基本法が平成16年に制定されております。愛知県では、令和4年4月に愛知県犯罪被害者等支援条例が施行されました。

本市におきましても、条例の制定について近隣市の状況を調査しておりましたが、愛知県が令和7年4月から新たに県内の自治体を含めた関係団体との多機関ワンストップサービスを開始したことから、改めて近隣市の状況を確認し、他市の条例制定に合わせまして、3月定例会に調整させていただいたものでございます。

2つ目の御質問の犯罪被害者等支援条例の目的ですが、主な目的としましては、犯罪被害者やその家族が受けた心身被害の回復や生活再建を支援するため、国や地方公共団体が条例に基づいた情報提供や経済支援、二次被害の防止などを総合的、計画的に推進することを定めることで、犯罪被害者等が安心して暮らせる社会の実現を目指し、行政、市民、事業者がそれぞれの責務を明らかにして進めていくことを目的としております。

○議長（神谷直子） ほかに。

[発言する者なし]

○議長（神谷直子） これにて質疑を終結いたします。

本案については、総務建設委員会に付託いたします。

暫時休憩いたします。再開は11時5分。

午前10時58分休憩

午前11時5分再開

○議長（神谷直子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第7号 高浜市水道事業及び下水道事業審議会条例の制定について、総括質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

10番、北川議員。

○10番（北川広人） それでは、高浜市水道事業及び下水道事業審議会条例について、お聞かせいただきたいと思います。

まず、こういう審議会みたいなものってというのはもう既にあってもよかったものではないのかなということを非常に感じておりますけれども、なぜ今の段階でこの審議会の設置ということを決めて、今回この議会に上程されたのか。そして、また、その後の狙い、その辺のところもあるのでしたらお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（神谷直子） 上下水道グループ。

○上下水道G（大村智康） 審議会設置に関してなんですが、近年の上下水道事業を取り巻く経営環境におきましては、人件費や材料費の物価高騰、県営水道の供給単価の上昇などの影響を受けています。また、今後は給水人口の減少も見込まれるなど環境が大きく変化することが想定され、料金体系も含めた経営の在り方などの検討が必要になることから、第三者の視点として、専門的な知識を有する方や利用者の方からの御意見を取り入れるため、審議会を設置することといたしました。以上です。

○議長（神谷直子） ほかに。

10番、北川議員。

○10番（北川広人） ありがとうございます。

しっかりと審議を行える方を人選することが一番大事な事かなということを思いますので、ここには市長が必要と認める者というふうにあります。ぜひ、その人選に関してはしっかりとやっていただければというふうに思っておりますけれども。一番心配なのは、ここが、うんって言ったからってということで、今、答弁があったみたいに、水道料の見直しというのがやっぱり頭に浮かぶわけですが、そのところをしっかりと議論ができる、そういう組織にしていくというところで、市長のほう、お気持ちがあれば、お聞かせをいただきたいと思うんですけど。

○議長（神谷直子） 市長。

○市長（杉浦康憲） ありがとうございます。

水道だけではなく、世の中いろいろと物価が上がっております。その中で、水道に関しても考えていかなきゃいけないと。そして、それはやっぱり市役所、当局だけでなく、専門家の皆さん、そして市民の皆さんの意見も聞きながら考えていくという視点は非常に大事だと思っております。

そして、委員に関してですが、先日、私もその大学の先生ですが、お話を頼みに行くということと、その中でいろいろなお話をさせていただきました。そういった中でその先生たちに対しても信頼感を持ってお願いできるものだと確信をしております。

○議長（神谷直子） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） これにて質疑を終結いたします。

本案については、総務建設委員会に付託いたします。

---

○議長（神谷直子） 日程第6 議案第8号及び議案第9号を一括議題とし、総括質疑を行います。

質疑の通告はありませんでしたので、これにて質疑を終結いたします。

各議案については、総務建設委員会に付託いたします。

---

○議長（神谷直子） 日程第7 議案第10号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について、総括質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） では、高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について、第15条の2項の2号、これにつきまして、市長が規則で定める額と改定案が示されているんですが、規則がどのようなになるか分からないので教えてくださいというのが、まず1点目です。

それから2点目につきましては、自動車使用について現在65キロ以上から100キロ以上までの職員、現在お見えになるのかということと、3点目といたしましては、駐車場等の利用に対する通勤手当の影響額について教えていただきたいと思います。また、この影響額については、当初予算に反映されているのかも併せてお願いいたします。

○議長（神谷直子） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（京極昌彦） まず、15条の2の2号の市長が定めるもの、こちらにつきましては、この金額につきましては、6万6,400円が上限としてまして、5キロごとに区分を新設しております。5キロから65キロまではこれまで条例に定めていたものになるんですけども、65キロから100キロまでを5キロ区分によって新たに金額区分を定めたものになります。

金額といたしましては、65以上70未満が4万2,200円、70以上75キロ未満が4万5,700円、75キロ以上80キロ未満が4万9,200円、80キロ以上85キロ未満が5万2,700円、85キロ以上90キロ未満が5万6,200円、90キロ以上95キロ未満が5万9,600円、95キロ以上100キロ未満が6万3,000円、100キロ以上が上限の6万6,400円となります。

続きまして、65キロ以上の通勤を伴う職員がいるかどうかにつきましては、現在はそういった職員はおりません。

続きまして、影響額につきまして、こちら自動車等で通勤しており、通勤距離が2キロ以上の職員が対象となるんですけれども、金額といたしましては総額340万円の影響がございます。こちらにつきましては、当初予算のほうに計上をさせていただいております。以上となります。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） いわゆる今の御答弁でいうと、今まで条例で細かく定められてたのが規則で定められるのかなというところなんですけど、あえて今回規則で定めるっていうところにした理由と、それから、これが今、規則が、私、調べたところないもんだから、今おっしゃっていただいただけだとよく分からないんですよ。今後、多分ホームページにアップされていくのかなと思うんですけど、今おっしゃっていただいた数字以外にも何か新たに決まってくる規則とかはあるのでしょうか。教えてください。

○議長（神谷直子） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（京極昌彦） 通勤手当につきましては、今後、国の基準に合わせて改正される可能性がありますので、規則で改正できるようにさせていただきました。そのほか、規則で定める部分につきましては、今回駐車場代が上限5,000円で通勤手当としてお支払いをするってしているんですけれども、こちら規則といたしまして、上限は5,000円としているんですが、市といたしましては、市役所の職員駐車場の上限1,200円を上限として支給するというのを規則で定めさせていただきます。

○議長（神谷直子） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） これにて質疑を終結いたします。

本案については、福祉文教委員会に付託いたします。

---

○議長（神谷直子） 日程第8 議案第11号 高浜市職員の旅費に関する条例の一部改正について、総括質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 高浜市の場合、これまで旅費の計算ってというのは何かシステムを入れているのか、それか手計算なのか、どのように行われてきたのかなというところで、特に今回のシステムの改修とかも入っていないもんですから、そのあたりのまず確認をしたいなというところと、これ全体これ読むと、これ日帰りの場合、1泊の場合は違うんですけど、日帰りの場合、これ日当が廃止されるとなると、いわゆる昼食代に代わる手当、これ全くなくなるっていう理解でよろし

いのかっていうその確認をしたいのと、あと、第6条の6項における規則で定める場合は、について、これ規則の改正案がちょっとこちらでも示されてないからこれ全く分からないので、教えていただきたいなっていうところでございます。

それから、あともう一点が、今回の条例改正に合わせて高浜市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の改正、これ同時に行われるのかなと思ったら行われてないもんですから、それを行われぬ理由についても併せてお願いいたします。

○議長（神谷直子） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（京極昌彦） まず、旅費の計算につきましては、これまでも手計算で行っておりまして、旅費条例改正後も、引き続き、手計算で行う予定でございます。

続きまして、日帰り旅行の日当の廃止につきましては、今回、日当が廃止されまして宿泊料という形で、朝食、夕食を想定としたものになりましたので、そういった日当はもう廃止ということになります。

6条の6項の金額、規則で定める金額につきましては、こちら国が都道府県ごとに宿泊費の基準額を定めておりまして、上限が2万7,000円になるんですけれども、例えば愛知県ですと1万5,000円であるとか、北海道1万3,000円など、都道府県ごとに金額が異なっておりますので、また今、規則改正予定しておりますので、またそちらで御確認をお願いできればと思います。

あと、最後に特別職の改正なんですけれども、今回、附則のところ、第3のほうで高浜市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例についてもちょっと改正をさせていただいております。こちらにつきましては、職員の給与条例を準ずるものとしているんですけれども、宿泊料の16条の上限を一般職員は1万9,000円とあるのを2万7,000円とすると、また、12条、13条については、船賃と航空賃になるんですが、そちらを一般職員は最下級としているものを、最上級とすると読み替えるというような条例改正を今回させていただきます。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） これ今まで別でこれ条例あったと思うんですけど、この別の条例はどうなるのかなってというのが今の説明だとよく分からないのでお聞かせいただきたいのと、あと、もう一個、規則改正を予定しているって言われたんですけど、やはり同時に改正しなければならないと思ってますし、やはりその規則についてもできれば議員のほうにきちんとお示しいただいた上ででないかと、私もこれ読んだだけだとよく分からないなっていうところがたくさんありますので、やはり同時に規則を定めていただきたいです。特に、今回この特別職のことについて、これでいいんですかね、この条例改正のみで。特に、この別、もう一個あると思うんですよ、この条例が、高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例っていうのが。これが今回別で上がってないけど、こういう形の条例改正というのができるという理解でよろしいんでしょうか。ちょっとそれがよく分からなかったんで教えてください。

○議長（神谷直子） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（京極昌彦） 今回の附則のところでは条例改正をしておりますので、これを行うことによって特別職の旅費の条例についても同時に改正されることとなります。

○議長（神谷直子） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） これにて質疑を終結いたします。

本案については、福祉文教委員会に付託いたします。

---

○議長（神谷直子） 日程第9 議案第12号 高浜市事務分掌条例の一部改正について、総括質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） お願いします。

新たに設置される行財政改革グループについての事務分掌は行財政改革の推進に関することと記載されておりますが、実際に所掌事務の詳細についても教えてください。また、このグループは専門性かつスピードが求められる部署であると思いますが、人員について、政策的、財政的、総務的に知見が必要だと考えますが、そのあたりを考慮しての配置とするのか、お願いいたします。

○議長（神谷直子） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（京極昌彦） まず、こちらの部署で行う詳細につきましては、全員協議会でも説明させていただきましたが、行財政改革を推進するために、推進本部、プロジェクトチーム、市民会議の事務局といたしまして、そういった推進役を担当していきます。また、行財政を推進するために行財政改革や組織構造改革、財源の積極的な確保などの見直し、検討を進めてまいります。

続きまして、職員の人員体制につきましては、一応こちらにつきましてはグループリーダー1名と数名の職員を配置する予定でございますが、一応こちらにつきましては、人事異動に関係する部分ではあるんですけども、そういったいろいろ企画や財政などに知見があるような職員を配置していきたいということで考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（神谷直子） 2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

では、この行財政改革グループ、市長直轄組織とされていますが、直轄とした意義、特に市長の責任は非常に大きいと思います。市長のリーダーシップやトップダウンによる迅速な意思決定が発揮されることを期待しておりますが、市長直轄とした意義、このような解釈でよろしかった

でしょうか。

また、この行財政改革グループは、行財政改革推進本部の事務局と先ほど御答弁いただきました。4つのプロジェクトチームや行財政改革市民会議などを取りまとめていくと思いますが、実際にこれ会議運営に追われてしまうことが予想、ちょっと心配な部分があるんですが、現状分析や行財政改革プランの素案づくりなどの業務に本腰を入れて従事することができるのか、そのあたりもお願いいたします。

○議長（神谷直子） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（京極昌彦） まず、市長直轄とした理由につきましては、議員のおっしゃるとおり、やはりこれからの厳しい市の財政状況を乗り切るために部局を超えて横断的に対応していくために、市長の強力なリーダーシップの下に行っていく必要がございます。また、意思決定のスピードを上げて柔軟に対応する必要がございますので、市長直轄組織としての新部署として新設をさせていただきました。

続きまして、それぞれ行財政改革プランのところを進めていく中での体制につきましては、そうですね、やっぱりこちらのグループが様々なプロジェクト、市民会議の運営などを行っていくんですけども、こちらにつきましては事務局としては行っていくんですけど、今回の行財政改革につきましては、こちらのグループだけではなく、全庁的に協力して行っていくものでございます。やはり業務として大変な部分もありますが、そういった全庁的にサポートしながら進めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（神谷直子） ほかに。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 今回、この行財政改革グループが市長の直轄の部署になるってことなんですけど、直轄にしてやってきた事業で今までちょっとうまくいってなかったんじゃないのかなっていう、私はちょっと不安があるもんですから、これ直轄にするこのこれメリットとかデメリット、このあたりはどのような認識でいらっしゃるのかっていうのをまず1点目としてお聞きしたいのと、あと、今ちょっと直轄にした理由をお聞きしたんですけど、何かあんまりはっきりこれだっというふうに私ちょっとよく分からなかったんで、今御答弁いただいた以外にあれば併せてお聞かせいただきたいということと、あと、今後の人事に関わるという話なんですけど、この行財政改革グループっていうのは、これ職員については全て専任でやっていただけるのかどうかっていうところの確認。

それから、次に、これ直轄になるっていうことになると今までの決裁方式が変わってくるもんですから、決裁の流れがどのようになるかっていうことについてもお聞かせください。

それから、この行財政改革推進、この事務局ですよ、このいわゆるプロジェクトを事務局がやってくってことなんですけど、この部署における多分この最終決定機関というのがこの行財政

改革推進本部になるのかなと思うんですけど、そうなってくると、この行財政改革推進本部のメンバーと公共施設総合管理計画本部会議、これほとんど一緒じゃないんですかって思うんですけど、これ今後、そのあたりをどのように何か私理解していいのかなと思うんですよね。もう既に推進本部会議っていうのが条例でうたわれているのに、今回、行財政改革推進本部っていうのも立ち上げられるってことなので、そこをどういうふうに理解すればいいのかなっていうのと、もう一個、行財政改革市民会議っていうのも立ち上げられるということなんですけど、これ条例にうたわれている、これ公共施設のマネジメント推進委員会、これも有識者によって今までやってきたので、それとのどういうふうに位置づけを考えればいいのか、私ちょっとこれ全然分からないのでお聞かせいただきたいなというのと…

○議長（神谷直子）　ここで切ってもいいですか。

○13番（倉田利奈）　はい。

○議長（神谷直子）　答弁をお願いします。

秘書人事グループ。

○秘書人事G（京極昌彦）　市長直轄にした理由につきましては、先ほど答弁させていただいたとおり、市長の強力なリーダーシップの下、柔軟性を持って対応するというところがございます。

あと、各部局にまたがって行っていきますので、それぞれの部長に対して指示をできるところで、市長から直接の直轄のほうで進めていこうというふうに考えております。

続いて、職員が専任かどうかというところなんですけれども、基本的には専任で行うようなことを考えております。また、決裁につきましてはグループリーダーになりますので、その上の決裁権者は副市長となります。

続いて、また、市長直轄にしたメリットにつきましては、やはり全庁的に素早くそういった指示が出せるということでございます。デメリットとしては、ちょっとあまり想定はしておりません。

あとは、それぞれ公共施設推進本部やほかの市民会議との対応のすみ分けにつきましては、今回につきましては、行財政の改革を推進するものとしてのプランに対してそれぞれ意見を集約するものになりますので、これまであったものとは別物として考えております。以上でございます。

○議長（神谷直子）　ほかに。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈）　もうこれ市民会議におけるこれ市民の公募、これ市民会議という名の下、たった1人みたいなんですけど、結局、これどのように公募を行ってどのように決めていくのか。この市民1人っていうのがよく分からないのと…

○議長（神谷直子）　倉田議員に申し上げます。

議案の範疇を超えておりますので…

〔「行財政改革グループを…」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） でも、その中にその分掌条例の一部改正ですから、その中身はちょっと違うと思いますけど。はい。どうぞ

○13番（倉田利奈） いやだから、これをこの仕事をやるわけですので、この仕事が適当かどうかというのが分からなければ、この行財政改革グループが必要かどうか分からないですよ。やはりそれはきちんとお答えいただければ、お答えいただけないのであれば、逆にこの市長直轄のものがきちんと機能するかどうかとも全く分からないので、きちんとお答えいただきたいと思います。

それから、最後、やはりこれ市長にこれお答えいただきたいんですけど、やはりこれ利権とか過去からの経緯にとらわれることなく、これ本当に聖域なく取り組む覚悟があるのかどうか、そこについて、最後、お答えいただきたいと思います。

とりあえず、1回目の質問、そこで終わります。

○議長（神谷直子） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（京極昌彦） 市民会議につきましては、来年度から募集をかけていく予定でございます。

○議長（神谷直子） 市長。

○市長（杉浦康憲） 私の意気込みについては、先日の一般質問でお答えしたとおりです。

○議長（神谷直子） ほかに。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 今、デメリットについてお答えがなかったんですね、市長直轄にするデメリット。で、今回、これ多分プロジェクトを4つ立ち上げてやってくってことなんですけど、また、横断的につていうお話されたんですね。横断的につていうのはすごくいいときもあるんですけど、今回のこのやり方でいくと、いわゆる一番は財政なんですね。財政をどうしていくかっていうところだと、自分のところではない財政を切るとか判断していくってなると、これは本当に私デメリットになりかねないなと思うんですけど…

○議長（神谷直子） 倉田議員。その条例を変えるつていうところの範疇でお願いします。意見は、質疑でお願いします。

〔「質疑に向けて今お話してるんですけど。議長。」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） はい。

○13番（倉田利奈） まだ、すいません、質疑に向けて今お話しておりますので、止めないでください。

ですので、やはり、私これ非常に逆に難しくなってしまうと思うんですけど、そういうあたりの認識があるのかどうかということについてもお聞かせいただきたいのと、あと、公共施設の総

合管理推進本部会議、別物って言われたんですけど、別物でやってくってということは二重になるんですよね、ここ。これも二重になっちゃうし、何かマネジメント推進委員会も二重になっちゃうのかなと思うんですけど、二重になってもどっちともやってくってということで。ここ確認したいと思います。お願いします。あと、ちょっとこのすみ分け、どう違うのかについても併せてお聞かせください。よく分かりませんのでお願いします。

○議長（神谷直子） 副市長。

○副市長（深谷直弘） 様々な御心配をいただいての御質問をいただいたと思います。

確かに、組織が、既存の組織ですね、先ほどおっしゃったように、施設を管理していくための計画をつくる推進本部会議。それは担当の部長と市長と私とが入って、事務局は財務グループがやっておってくれるんですが、そういった中で、そこはあるけれども、先ほど来、今までどおり申し上げておりますように、財政が非常に、いわゆる今まで財政が厳しい、厳しいと我々も日頃から予算組むとき、それから日常的にもそういったことを頭の片隅に置いて業務を進めておるんですけども、その中できちんと一度、もう一回、原点に戻って一丸となって職員一人一人が同じ方向を向いてやるということで、こういった行政改革をしていきたいということを提案をしておるわけでございます。

先ほど、難しい、よく分からないというふうにおっしゃいましたけど、我々も過去には一応直轄組織、経営戦略グループだとか防災のグループをつくってやりました。それは確かにメリット、デメリットどんな組織をつくってもありますよ。だけど、そこをきちんと職員一丸となってやっていこうという形でこういった組織をつくっていくということでございますので、そこはぜひ議員の皆様方にも御協力をいただきたいというようなこともありますので、ぜひよろしくお願いたします。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） すいません、今の副市長の答弁だと私の質問に答えていませんので、私の質問に答えてください。答弁漏れです。お願いします。

○議長（神谷直子） 副市長。

○副市長（深谷直弘） 組織は、ある組織はそのまま並行してっていうか、それぞれの組織の役割をやっていきますので、行政改革のための本部会議、それから、おっしゃった公共施設の推進本部会議はそれぞれ存在をするということでございます。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） すいません、答弁漏れで、どういうふうなすみ分けて考えていったらいいのかというのが分からない。そこ答弁漏れです。お願いします。

○議長（神谷直子） 副市長。

○副市長（深谷直弘） すみ分けというふうにおっしゃいますけど、不可分密接です。公共

施設のことを同じように取り扱っていくんですから。だけど、公共施設の基本には、やはり利用だとか、それから財源だとか、将来にわたってそこをきちんと担保していくためのことがありますので、それを全体を含めてですね、当然、施設があることによって事業がついている部分もありますので、そういったものを含めていわゆる行財政改革推進本部会議でやっていくということでございます。

〔不規則発言あり〕

○議長（神谷直子） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） これにて質疑を終結いたします。

本案については、福祉文教委員会に付託いたします。

---

○議長（神谷直子） 日程第10 議案第13号 高浜市障害者扶助料支給条例の一部改正について、総括質疑を行います。

質疑の通告はありませんでしたので、これにて質疑を終結いたします。

本案については、福祉文教委員会に付託いたします。

---

○議長（神谷直子） 日程第11 議案第14号 高浜市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、総括質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 今回の条例の制定につきましては、市独自基準を設けず、全て国基準どおりというふうになってるんですけど、近隣自治体においてもこれ全部、国基準どおりなのかっていうところの確認をしたいのと、あと、この法令に基づく政策、施策に対するこの準備状況について、併せてお聞かせください。

○議長（神谷直子） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 近隣の情報についてお答えします。

今、把握している内容になりますけれども、おおむね国基準を超えた利用、制定の条例というものは聞いてございませんが、1点、豊田市が10時間以上の使用というのを認めるっていうようなところを一時的保育と合わせながら活用していくってことは聞き及んでございます。

あと、もう一つは準備状況ですね。準備状況でございます。現在、3月に入りまして、認定システムっていういわゆる申込みの国のシステムのほうを稼働させまして、利用の申請を受けております。今日現在で9人の方が申込みをしております、そちらの方に対して認定を行った上で面談を行い、その施設の予約をしていただいて4月から利用していただくというような形で準備

を進めております。

あと、御心配いただきました、いわゆる職員の補充の関係もおかげさまで応募ございまして、その採用した人を直接ではなく、いわゆる今のいる職員の中で誰でも通園制度に携わってもらうような形で、採用した方は別の保育園とか幼稚園のほうに入ってもらうような形で人員のほうは確保してございます。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 豊田市で、10時間以上の利用を認めるというお話があったんですね。やはり、私、現場の保育士さんから、これ10時間ってどうなのかなっていう話を聞いております。そういった声があります、実際。やはりもう10時間ってというのは、私もいやどうなのかなって、これでいいのかなって逆に思っております。そのあたり、高浜市としての検討、多分されてると思いますので、国どおりっていうふうにした、どのような経緯でもって国どおりにされたのかっていうのを併せて教えていただきたいのと、今、人的環境につきましては、いわゆる保育士の確保ができたっていうことで理解しますけど、環境面につきましても特に問題なく、今後スムーズにこの施策が進められていくということによろしかったですでしょうか。

○議長（神谷直子） こども未来部長。

○こども未来部長（磯村順司） 月10時間、一応、国のほうで制度上決まっております、こちらを超えるような受入れをする場合には、国のほうからの補助金とか、そういうのはやっぱり自前になっていきます。その中で、今、先ほど9人という話もありましたけれども、こちら子ども・子育て計画の中でニーズを一応、勘案しながら進めていくというものでございます。こちらについては、まずは利用状況を見て、当然、私どももいろんな場面を捉えて対象となる方にPR、周知をしまいいまして、このニーズを踏まえてどうするかというところでございますので、今、現時点で国のその補助金の関係もありますので、10時間を超えてやる予定は私どもにはございません。

環境につきましては、12月だったかな、運営基準等、ああいったものもありますので、それに合った形で4月を迎えるという形でございますので、そちらにつきましても、また利用状況、保護者の意見も聞きながら、過不足あれば、その意見を踏まえて対応していきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（神谷直子） これにて質疑を終結いたします。

本案については、福祉文教委員会に付託いたします。

---

○議長（神谷直子） 日程第12 議案第15号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について、総括質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

11番、鈴木議員。

○11番（鈴木勝彦） では、お願いいたします。

流作グラウンドと吉浜小学校運動場屋外照明施設だと思えますけれども、使用料の規定を廃止するということですが、これに至った経緯を、まずお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（神谷直子） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 使用料の規定を廃止するに至った経緯ということですが、まず、流作グラウンドにつきましては、高圧受変電設備の老朽化が著しいということ、それから、愛知県の道路計画がございますので、LED化をするというような予定もございません。ですので、現在、水銀灯で照明を使っているわけですが、水銀灯の生産も終了しておりますので、いずれ近い将来はもう照明施設の利用ができなくなるということが見込まれております。

また、吉浜小学校の運動場の照明設備につきましては、老朽化で4基中3基が点灯状況に不具合があるということで、令和6年の4月から利用を中止しております。それまで、吉浜小学校の運動場の照明施設を利用されていた方については、既に照明施設があるほかのグラウンドに活動の場を移しているというような状況でございます。

今後もナイター施設を利用できるLED化が済んだグラウンドというのは、碧海グラウンド、それから五反田グラウンド、五反田第2グラウンド、3か所ございますけれども、この3か所のグラウンドのナイター施設の利用状況を踏まえますと、まだ利用していただける余地というものがございます。ですので、現在、流作グラウンドのナイター施設を利用している団体、週3回使ってみえますけれども、その方たちも利用曜日を変更することなく、活動の場をほかのグラウンドに移すことができる。五反田第2に活動の場を移す予定ということですが、移すことが可能であります。

また、そうした利用状況にも加えまして、ナイターを廃止することによって、例えば電気代などの経常経費の削減、そういったことにもつながるといった観点もございましたので、これら2つの照明施設について、今年度をもって終了するというような形を取ったものでございます。以上です。

○議長（神谷直子） 11番、鈴木議員。

○11番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

今、経常経費が削減できるというお話でありましたので、実際どれくらいの効果があるのか。それで、先ほどお話がありましたように、そのほかに3か所のもう既にLED化が済んでいる施設があるということですが、それでよかったのか確認しながら、また御答弁いただければと思います。

○議長（神谷直子） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今回の規定の廃止による経常経費の削減効果ということで、現

在、流作グラウンドを週3日利用されてる方がそのまま五反田第2グラウンドへ移ると仮定した場合の試算でございますけれども、約220万円の削減効果があるというふうに見込んでおります。

また、LED化工事が済んでいるグラウンドにつきましては、今おっしゃっていただいたとおり、碧海グラウンド、五反田第2グラウンド、五反田グラウンドの3か所でございます。以上です。

○議長（神谷直子） ほかに。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 今、照明施設について詳しく御説明いただいたんで結構よく分かってきたんですけど、ただ、もうこの吉浜小学校とそれから流作グラウンドに関しては、照明施設をLED化する予定もないし、今後、利用する予定もないとなると、これについてはそのまま撤去もせず、ずっと施設については置いておくっていう予定なんですか。そのあたりがよく分からないので教えていただきたいのと、あと、この使用料手数料条例におけるいわゆる利用者の方の負担っていうのが、これまでも何回でも議会においてこれ見直しが求められてきてるんですけど、今、全然新たな見直しがなくて、今回もいわゆる照明施設の部分だけなんですよね。これ、今後も行われなんでしょうか。どういう予定なんですか。今回はこれしか載ってきてないんだなって私は逆に思ってしまったんですけど、併せてお聞かせください。

○議長（神谷直子） 副市長。

○副市長（深谷直弘） 反問権いいですか。

○議長（神谷直子） はい。どうぞ。

○副市長（深谷直弘） 今、倉田議員の質問の中で、議会のほうから使用料手数料を見直しを求めているというような発言がございましたけど、その後で質問されましたけど、それについてどういう関連があって言われたのかお答えください。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） どういう関連というのがちょっとよく意味が分からないので、教えてください。

○議長（神谷直子） 副市長。

○副市長（深谷直弘） いや、だから議会のほうから使用料手数料を見直せというような議会として我々は受けた、私、記憶がないもんですからそこを言っております。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 失礼しました。議会ではなくて、議会において議員が一般質問とかでされてきたと思いますので、議会において見直してというのは、この議会の場っていう意味でございます。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） すいません、議長。あの反問権かどうか確認してから許可のほうお願いい

たします。

○議長（神谷直子） 反問権、お使いになりますかって。反問権どうぞと言いましたけど。

○13番（倉田利奈） 反問権の質問を聞いてからでしょう。それで許可する。

○議長（神谷直子） ほかに、答弁。

文化スポーツグループ、お願いします。

○文化スポーツG（鈴木明美） 照明施設について、撤去しないのかという御質問でございましたけれども、当面の間は存置をしております。

○議長（神谷直子） ほかに。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 使用料手数料の見直してということなんですが、使用料につきましては、ちょっとこれいつだったか私もすぐには思い出せないんですけど、以前、議会の全員協議会でも使用料のほうの今後の改定の指針的なものを示させていただきました。それについては、今後4年に1回ぐらいそういった改定を行っていくという話をさせていただいております。それが、今後、令和9年度の一応改定というふうで考えておったんですが、ただ、今回、行財政改革に取り組んでまいりますので、その中でも使用料手数料については、一度見直しに向けた検討を進めていく必要があるかなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（神谷直子） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） これにて質疑を終結いたします。

本案については、福祉文教委員会に付託いたします。

---

○議長（神谷直子） 日程第13 議案第22号から議案第29号までを一括議題とし、総括質疑を行います。

質疑の通告はありませんでしたので、これにて質疑を終結いたします。

---

○議長（神谷直子） 日程第14 予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第22号から議案第29号までにつきましては、委員会条例第6条の規定により、11名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、会議規則第36条第1項の規定により、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号から議案第29号までにつきましては、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、議長より御指名いたします。

予算特別委員会委員に、橋本友樹議員、荒川義孝議員、野々山 啓議員、今原ゆかり議員、福岡里香議員、長谷川広昌議員、北川広人議員、鈴木勝彦議員、柴口征寛議員、倉田利奈議員、黒川美克議員、以上11名を指名いたします。

---

○議長（神谷直子） 日程第15 議案第30号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第13回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 議案第30号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第13回）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

第13回補正予算書の7ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ16億6,268万9,000円を追加し、補正後の予算総額を222億7,551万3,000円といたすものでございます。

10ページをお願いいたします。

繰越明許費は、今回の補正予算で事業費を計上いたしております計6件について、年度内の完了が見込めないことから、令和8年度に繰り越すものでございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

地方債補正としまして、下から6段目の太陽光発電設備等設置事業及び最下段の中学校施設改修事業は、事業費の計上に伴い限度額を増額いたすもので、14ページ、15ページをお願いいたします。下段の港小学校長寿命化改良事業は、限度額を新たに設定いたすものでございます。

32ページ、33ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

14款2項5目教育費国庫補助金の小学校費補助金は、港小学校の長寿命化改良工事並びに高浜小学校及び地域交流施設たかぴあの太陽光発電設備整備工事費に対する補助金を、中学校費補助金は、高浜中学校及び南中学校の屋内運動場空調設備等整備工事費に対する補助金をそれぞれ計上いたすものでございます。

18款1項1目基金繰入金の公共施設等整備基金繰入金は、港小学校仮設校舎賃借料、太陽光発電設備整備工事費及び中学校屋内運動場空調設備等整備工事費の財源として増額いたすものでございます。

34ページ、35ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

3款2項3目家庭支援費の9児童センター事業は、高浜児童センター分の太陽光発電設備整備工事費を計上いたすものでございます。

10款2項1目学校管理費の1小学校維持管理事業は、高浜小学校分の太陽光発電設備整備工事費を計上いたすものでございます。3目学校建設費の2小学校長寿命化改良事業は、港小学校の長寿命化を図るための改良工事に係る監理業務委託料、仮設校舎賃借料及び工事費を計上いたすものでございます。

10款3項1目学校管理費の2中学校維持管理事業は、高浜中学校及び南中学校の屋内運動場空調設備等の整備に係る工事費を計上いたすものでございます。

10款5項2目生涯学習機会提供費の3生涯学習施設管理運営事業は、地域交流施設たかびあ分の太陽光発電設備整備工事費を計上いたすものでございます。

なお、小学校及び中学校並びに地域交流施設たかびあにおけるこれらの事業費につきましては、国の令和7年度一般会計第1次補正予算分として、国から学校施設環境改善交付金事業の内定を受けたため、令和7年度補正予算として計上する必要が生じたことによるものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（神谷直子） これより質疑に入ります。

5番、野々山議員。

○5番（野々山 啓） それでは、主要・新規事業のナンバー3、中学校維持管理事業についてですが、今回、補正で計上された理由と、あと、工事期間中の授業や部活動等への影響についてお聞かせください。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） 中学校屋内運動場空調設備等整備工事におきまして、今回3月補正に予算計上をさせていただいた理由といたしましては、令和7年度の交付金の内定通知を受けたことから、従来であると当初予算に計上することなのですが、補正予算について内定を受けたということで令和7年度の補正予算に計上させていただいておりますが、メリットといたしましては、補正予算で要望したほうが交付金が交付されやすいことと、補正予算での交付金事業では補正予算債により地方債最大100%まで充当することが可能になってますので、財政負担を軽減できることから、補正予算での予算計上をしております。

それと、工事期間中、体育館が利用できなくなるかということなのですが、体育館の空調の内部工事におきまして一時的に利用ができなくなるため、学校行事への影響を最小限とするため、今後、学校との協議を早期に行いたいと思います。

○議長（神谷直子） ほかに。

10番、北川議員。

○10番（北川 広人） それでは、主要・新規事業のナンバー2ですね。いわゆる太陽光発電設備

工事について伺いたいと思います。

遡ってみますと、令和6年3月に高浜市が2050のゼロカーボンシティを宣言しております。当時、全員協議会でカーボンニュートラル推進の市の取組として、この2030年度までに太陽光発電設備を設置可能な公共施設の50%を導入する、これを目指すというふうに言われておりました。これは計画的な導入を始めていくよということであったと思います。

この事業は、この市の2050ゼロカーボンシティ宣言と国の地域脱炭素ロードマップに沿って、計画的に進めていく事業と理解をしますが、改めてこの導入までの経緯、そして導入効果についての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

それから、この太陽光発電設備というのは、設置後、どれぐらいの期間の使用が可能なのかというところと、それから、その後、廃棄費用がどうするんだというお話も最近よく聞かれるようになってきたんですけども、その辺のところをどのように考えてみえるのか。この2つについて、まずお聞かせいただければと思います。

○議長（神谷直子） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、1問目のこの導入に至るまでの経緯と導入効果について、私のほうから答弁させていただきます。

計画的に進めてきたということでは、市の計画にきちっと位置づけてこれまで調査等を行って進めてきたという前提でございます。

地球温暖化というのは地球全体の環境に深刻な影響を及ぼしておりまして、地球温暖化対策の推進を図ることは、自治体の責務であるということの認識の上で推進をしております。

国は、令和2年に2050カーボンニュートラルを宣言し、自治体は、先ほどおっしゃいました地域脱炭素ロードマップに沿って取組を推進しております。

本市におきましては、令和5年策定の第7次高浜市総合計画に環境負荷の少ないまちを目指す取組ということで、太陽光発電設備の導入も掲げております。令和6年3月に2050ゼロカーボンシティを宣言して、と同時に策定した高浜市環境基本計画におきまして、太陽光発電設備の導入など、市が温暖化対策に率先して取り組み、市民や事業者の温暖化対策を先導していく役割を担うということをお知らせしております。

太陽光発電設備の導入に向けましては、計画的に進めておりまして、令和5年当時、高浜市、小規模自治体であるために知見のある職員が少ないという状況の中、導入に向けたロードマップが描けないという状況がありまして、国の交付金を活用して公共施設への導入可能性調査を実施し、令和6年度には、PPAなど様々な導入手法を検討し、今年度実施設計を行い、本年2月に国から交付金の内定通知が届きましたので、8年度の事業完了に向けて補正予算を計上させていただいたということでございます。

次に、導入効果でございますが、これ幾つかあるんですが、1つ目は、市の事務事業における

CO<sub>2</sub>の削減。

2つ目は、地球温暖化対策への貢献として、多くの人々が利用する施設において温暖化対策に取り組むことで地域全体への温暖化対策の波及効果を期待しております。

3つ目は環境教育への活用です。パネルの本体や発電用のモニターを活用して、発電の仕組み、CO<sub>2</sub>の削減効果、地球温暖化や省エネルギー等への学習への活用を図っていきたいというふうに考えております。

4つ目は高浜小学校等の動力源、これ全て電気で賄っておりますので、電気の使用量が非常に大きい施設ということで、その点では、昨今の燃料価格の高騰等による電気料金高騰へのリスクの回避、それから、夏場のデマンド値の抑制によるピークカット及び太陽光パネル設置の遮熱効果によりまして、夏場の冷房負荷の低減等、電気代への削減効果が見込まれております。

5つ目は防災上の効果ということで、非常用電源への活用ということで、将来、蓄電池と組み合わせると、さらなる非常用電源の確保につながるという、そこに向けた基盤づくりができるといったような効果がございます。

6つ目としては、これ太陽光発電設備に関しては、先ほど申し上げましたように、庁内での知見、ノウハウが少なかった状況の中で、今、職員がしっかり携わって構築に向けて進めておりますので、庁内でのノウハウの共有だとか蓄積、職員の育成につながるといったような効果を期待しております。

○議長（神谷直子） 経済環境グループ。

○経済環境G（都築真哉） それでは、私のほうから設置後の使用期間や廃棄費用について御答弁申し上げます。

太陽光発電の使用期間でございますが、太陽光パネルの寿命というのは一般的に25年から30年程度と言われておりますので、同程度の期間を見込んでおるものでございます。

続きまして、廃棄費用についてでございますが、20年から30年後のことになりますので、現時点で見通すことはなかなか難しいところではございます。令和5年度の導入可能性調査におきましては、廃棄等の費用は約200万円と試算をしておるところでございます。これ現在実施されております太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度の資料により、パネルと架台に係る廃棄等の費用が1キロワット当たり1万3,700円とされていることに基づく試算ということでございます。

○議長（神谷直子） ほかに。

10番、北川議員。

○10番（北川広人） ありがとうございます。

高小の校舎というのは、平成31年に竣工しておりまして、現在7年たったというところがございますけれども、屋上が防水工事が施されていると思います。設置によって、この屋上の防水への影響というのが懸念されるんですけども、これはどのような工法でそれを設置していくのかと

ということと、それから、主要・新規の7ページにありますように、太陽光発電出力については、小学校校舎が50.4キロワット、メインアリーナが40.5キロワット、サブアリーナが50.4キロワット、合計で140キロワットということが計画されていますけども、この規模とした理由についてもお聞かせいただきたいと思います。

○議長（神谷直子） 経済環境グループ。

○経済環境G（都築真哉） 工法につきましてでございますが、小学校校舎の屋上へは屋上防水への影響のないアンカーレス工法を採用することを考えております。アンカーレス工法とは、アンカーを打ち込まずに太陽光パネルの架台を屋上に置くだけの方式で、パネル周囲を板金で囲うことにより耐風性能を持たせる工法ということでございます。

続きまして、発電出力を140キロワットということでございますが、2つ理由がございます、1つ目ですが、導入可能性調査におきまして、太陽光発電設備による発電量と学校等の電力使用量からシミュレーションをした結果、再エネ自給率が最大となる規模ということでございます。2つ目でございますが、同調査によりまして、自家消費率が目安としておりました80%以上の85.4%となったこと、以上2つの要因によりまして、この140キロワットというのが最適規模ということを進めることとしておるものでございます。

○議長（神谷直子） ほかに。

7番、福岡議員。

○7番（福岡里香） 主要・新規事業等の概要の6ページ、ナンバー2、児童センター事業等の事業について、4点質問させていただきます。

初めに、本事業に係る地方債について償還期間は何年を予定しているのか。また、年間の償還額はどの程度の見込みになるのか、お示ください。

次に、今回の設備容量は約141キロワットとされていますが、年間の発電量及び電気料金削減効果はどの程度を見込んでいるのか、お聞かせください。また、パワーコンディショナー交換などの維持管理費や設備更新費を含めたライフサイクルコストについてどのような試算を行っているのか、お聞かせください。

次に、本事業は災害時電源の確保も目的とされていますが、停電時にはどのような形で電力を利用できるのでしょうか。蓄電池や自立運転機能の有無も含め、具体的にどの設備が使用可能となるのか、お示ください。

最後に、本市の厳しい財政状況の中で今回の設備投資を今実施する必要性について伺います。

太陽光発電の分野では、次世代技術としてペロブスカイト太陽電池の研究開発や実証実験も進められていると認識しています。今回の設備は、長期間、先ほど25年から30年とおっしゃられていましたが、長期間使用することが想定される設備であることを踏まえると、財政が厳しい状況であればこうした技術の普及を待つという考え方もあるのではないかと思います。本事業の導入

タイミングについて、市としてどのように判断されたのか、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 財務グループ。

○財務G（平川亮二） 本事業におきます地方債の件でお答えいたします。

償還期間は15年、公債費につきましては、繰り越した後、借入れすることになりますので、利子が年間200万円が令和9年度から支払いを予定しております。その後、令和12年度から元金毎年約900万円の償還をスタートを予定しております。元利合わせますと1,100万円を予定しております。

○議長（神谷直子） 経済環境グループ。

○経済環境G（都築真哉） 続きまして、発電量と削減効果についてでございます。

令和5年度の導入調査における試算でのお答えになりますが、高浜小学校、高浜児童センター、地域交流施設たかびあにおける最適規模の検討結果によりますと、総発電電力量は15万3,728キロワットアワーで、自家消費量は13万1,302キロワットアワーとされております。

2022年度実績による施設の年間消費電力量は、3施設合計で49万7,204キロワットアワーで、再エネ自給率は27%でございました。2022年当時の数字ということになりますが、当時の従量単価34円といたしますと、削減額というのは446万2,268円と試算をしておるところでございます。

続いて、ライフサイクルコストについてでございます。

令和6年の報告書でございますけれども、国などの資料によりまして概算として算出をしております。維持管理費、パソコン更新費用、撤去費を合わせまして合計で約3,000万円程度を見込んでおります。

続いて、災害時の御質問いただきましたけれども、今回整備するパワーコンディショナーは自立運転機能を持っておりまして、災害時につきましては、パワーコンディショナーが停電を検知いたしますと自動で自立運転となります。自動運転専用のコンセントから電力を利用可能となるものでございますが、発電電力は季節や天候、時間などに左右をされますので、一概に使用可能な場所がどこになるか、そういったことはちょっとこの場ではお答えができません。今後、停電時の運用方法については検討をしていくものと考えております。

蓄電池につきましては、今回は整備の予定をしておりませんので、よろしく願いをいたします。

最後ですが、本事業の導入のタイミングにつきましては、先ほど市民部長も答弁いたしましたとおり、本事業が高浜市の2050ゼロカーボンシティ宣言に基づいて行うものでございまして、この度の国の交付金の内定を受けてこのタイミングで実施ということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（神谷直子） ほかに。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） まず、今、財源の話があったんですけど、今回、その他の部分に関しては、この歳入を見ると、全ていわゆる公共施設の基金を使われるという理解でいいのかということと、100%、先ほどの答弁でいくと、補正予算だと地方債、借りれますよってということなんですけど、完全にこれ見ると、これ主要・新規の1、2、3全て一般財源ゼロになってるんですよ。そうなってくると、やはり、さっき話もあったように減収補てん債の償還分も出てくるし、今回のこの償還分も出てくるということで、いわゆる未来への子供たちへ負担をすごく大きくなっちゃうのかなってところなんですけど、一般財源ゼロにしたっていうのはいわゆる財調を崩したくないっていうところの理解でいいのかっていうところと、あと、高小、それから高小のサブアリーナとか、それから地域交流施設、高浜児童センター、ここに関しては、今PFIということで維持管理をSPCが行ってるっていう理解なんですけど、私の中では。そうなってくると、今回のこの契約についてはPFIとは切り離すっていうことで維持管理してくのかっていうところの理解と、あと、高小については、72時間、たしか稼働できるって言われている蓄電池がもう既に設置されていると思います。この状況を現在どのようになっているのかよく分かりませんが、今回、このいわゆる今の蓄電池と組み合わせるっていうなお話もありましたので、今回これももちろん組み合わせられるのかなってところと、そうなってくると、PFIの維持管理するところとそうじゃないとこが出てくるもんですから、そのあたりどのように今後、維持管理進めていかれるのかなってところがよく分かりませんので教えていただきたいのと、あと、今の御答弁でいくと、いわゆる電気代、電気料の削減も大幅にできるのかなというところで期待したいんですけど、例えば、夏、暑いときっていうのが一番発電量が多くなると思われれます。発電量が多いときに、学校は夏休みになるもんだから、あまり使う機会が少なくなってくるとなると、これ売電のほうも期待できるのかどうか、そのあたり試算されていたら教えていただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（神谷直子） 財務グループ。

○財務G（平川亮二） まず、今回の事業の財源の記載のところ、その他になってるところは全て公共施設等整備基金を財源としているものでございます。

続きまして、一般財源がゼロ円だということの理由でございますが、議員言われるとおり、財政調整基金の負担を減らすということが1点ありますけども、公共施設、この基金については、公共施設等整備基金の設置及び管理に関する条例が定められておりまして、そこの第6条の処分の規定に該当する公共施設等の整備に使うということで、ここの基金を財源として充当しております。

○議長（神谷直子） 経済環境グループ。

○経済環境G（都築真哉） 高小等のPFI事業との関係ということでございましたが、市が設置工事を行いますので、別のものというふうに理解しております。

続いて、蓄電池というふうにご質問いただきましたけれども、おそらく自家発のことなのかなと思いますが、蓄電池ではなく自家発があるという理解をしております。

それから、夏の削減の件について御質問いただきましたけれども、夏休みに、先ほど御説明しましたとおり、繰り越しをして売電ができるかどうかというところの、現在確認をしておるところでございまして、まだ、夏休みに限ってどれぐらいの売電効果があるかというところの試算はしてございません。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） そうすると、現在これが可決した後の公共施設の整備基金の残金についてお聞かせいただきたいのと、あと、先ほど福岡議員がおっしゃっていた、今、いわゆる設置というよりもシート状のものとかすごく太陽光って技術がどんどんどんどん発達してきてるんですけど、そのあたりはどのように計画をされているのか。入札で安いところにはなるかなと思うんですけど、やはり入札で安いところと、いわゆる環境面もあると思うんですね。先ほど言ってるその廃棄のこともあると思うんですから、そのあたりこれ入札で金額でやるのか、それかプロポーザルでやっていくのか。どういう予定なのかについても併せてお聞きしたいと思います。

それから、すいません。答弁漏れがありました。

P F I とは切り離すっていう話なんですけど、完全に切り離して、多分、維持管理を行っていくと思うんですけど、そういう形で、そこを何か重なるとは全くないっていうことでいいんでしょうかね。維持管理を行っていく上で、今までのP F I の契約と。ないってことでよかったですでしょうか。お願いします。

○議長（神谷直子） 財務グループ。

○財務G（平川亮二） 公共施設等整備基金の残高でございますが、今回の事業の充当後の残高といたしましては、1,972万6,204円です。ただし、この財源も含めて繰越しを行いますので、令和7年度の年度末残高といたしましては、9,772万3,204円として整理しております。

○議長（神谷直子） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） 先ほどの答弁漏れのとこだけ私のほうで答えますが、P F I との関係でございますが、P F I というのは、保守点検とか維持管理する内容がもう既に契約によって決まっておりますので、今回のものは別途で設置するということでございますので、全く重なるところもございませんし、別の契約で実際に行っていくということでございます。

○議長（神谷直子） 経済環境グループ。

○経済環境G（都築真哉） 太陽光の発注のことにつきましては、今後、入札ということで考えております。

○議長（神谷直子） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第30号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第13回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（神谷直子） 日程第16 議案第31号 令和7年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、議案第31号 令和7年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）について、御説明を申し上げます。

補正予算書の19ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,728万円を追加し、補正後の予算総額を36億9,478万9,000円とするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。

46、47ページをお願いいたします。

2款1項1目保険給付費等交付金は、療養給付費の実績見込み増により、療養給付費の補正額と同額を県から受け入れるものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

48、49ページをお願いします。

2款1項1目一般被保険者療養給付費は、本定例会に上程している議案第17号の補正予算に2,568万6,000円を計上しておりましたが、直近のレセプトを点検した結果、高額な医療費の増加等により実績が大幅に増加する見込みとなりましたので、追加で5,728万円を計上させていただきます。なお、その財源につきましては、全て県から交付されますので、よろしくをお願いします。

以上、議案第31号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（神谷直子） これより質疑に入ります。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 今、御説明にありましたように、先ほど可決されたところで、いわゆる療養給付費が2,568万6,000円増額で可決されたんですけど、また今回すぐ5,728万円の国保のほうで療養給付費のほうが増額補正となっているということで、直近のレセプトを確認されたっていうことなんですけど、直近のレセプトでこういう高額になるっていうのがなかなかちょっと理解できないものですから、そのあたり詳しく教えてください。

それから、直近のレセプトってなると、何かこの3月、今まだ3月中旬ぐらいですので、今後もうこうしたことが起こり得るのかどうか、そのあたりも併せてお聞かせください。

○議長（神谷直子） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（神谷直子） 直近のレセプトを確認してということなんですけれども、当初、この2月、3月、4月分の療養給付費につきましては、3月補正初日に上程した補正時には例年どおりというふうで見込んでおりましたが、2月に12月診療分のレセプトを確認したところ、見込みより多かったです。で、今後もまた3月、4月と療養給付費の支払いがありますので、2月の支払いの給付費を見込んで、このような補正をお願いするものでございます。

○議長（神谷直子） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） ちょっと今後のために少しお話しておきたいんですけども、この療養給付費は、例えば1人が1回3,000万円というものもあります。ですので、本当に見込みが立たないという状況の中で、やっぱり少し多めに取っかないとその時にお支払ができなくなるといことになりますので、やはり今後については少し多めに取っていく必要があるかなということを感じておりますので、先ほど言ったように、1件当たりこの前3億円のものも出てきておりますが、1件当たり3,000万円が、本市においても見られるというような状況は御理解いただきたいと思ます。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） いわゆる保険の範囲が多分広がったので、適用範囲が広がっていわゆる高額な利用があった場合、こういうふうに起きるのかなっていうところなんですけど、今の御答弁でいくと、2月に12月分のレセプトを確認したら多かったっていうことになるんですよね。そう

すると、2月に12月っていうことは、今の段階だと、どれぐらいまでこれレセプトの確認ができてるのかっていうことと、いわゆる5月ぐらいまで、いわゆる出納整理期間があるかと思うんですけど、それまでにいわゆる3月末までのレセプトのものが確実に判明してくるっていう理解になるのでしょうか。それとも、その請求された分ということになると、いわゆる3月末までのものではなくてということになるのか、ちょっとそのあたりがよく分からないので教えていただきたいと思います。なぜかという、結局、今後も出てくる可能性がどれぐらいあるのかなっていうのをちょっと考えたいなと思いますし、市民窓口としてもどのように予測されているのか、多分予測ができないのかなとは思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（神谷直子） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（神谷直子） まだこの3月の段階で1月診療分のレセプトというのはまだ確認できていません。今年度、7年度予算で支払うべきものは2月診療分までで、4月にレセプトが請求が来るものとなっております。

○議長（神谷直子） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第31号 令和7年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷直子） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

予算特別委員会、常任委員会の開催のため、3月11日から3月25日までを休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、3月11日から3月25日までを休会とすることに決定いたしました。

再開は、3月26日、午前10時であります。

本日は、これをもって散会いたします。御協力ありがとうございました。

午後0時22分散会

---